

議第 34 号

下呂市道の温泉駅かれん条例の一部を改正する条例について

下呂市道の温泉駅かれん条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

当該施設の名称を利用者にとって分かりやすい名称に変更するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市道の温泉駅かれん条例の一部を改正する条例

下呂市道の温泉駅かれん条例（平成17年下呂市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p style="text-align: center;"><u>下呂市飛驒金山ぬく森の里温泉条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 農林水産業を始めとした地域資源と農村空間を総合的に活用し、新たな農山村の形成を図り、地域の産業経済の振興、健康なまちづくり及び地域間交流と地域連携の促進を目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、農業構造改善事業による<u>下呂市飛驒金山ぬく森の里温泉</u>（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>下呂市飛驒金山ぬく森の里温泉</u></td><td>下呂市金山町金山 911番地1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	<u>下呂市飛驒金山ぬく森の里温泉</u>	下呂市金山町金山 911番地1	<p style="text-align: center;"><u>下呂市道の温泉駅かれん条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 農林水産業を始めとした地域資源と農村空間を総合的に活用し、新たな農山村の形成を図り、地域の産業経済の振興、健康なまちづくり及び地域間交流と地域連携の促進を目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、農業構造改善事業による<u>下呂市道の温泉駅「かれん」</u>（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>下呂市道の温泉駅「かれん」</u></td><td>下呂市金山町金山 911番地1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	<u>下呂市道の温泉駅「かれん」</u>	下呂市金山町金山 911番地1
名称	位置								
<u>下呂市飛驒金山ぬく森の里温泉</u>	下呂市金山町金山 911番地1								
名称	位置								
<u>下呂市道の温泉駅「かれん」</u>	下呂市金山町金山 911番地1								

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市道の温泉駅かれん条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

当該施設の名称を利用者にとって分かりやすい名称に変更するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 施設名称を下呂市道の温泉駅「かれん」から下呂市飛驒金山ぬく森の里温泉に変更します。

(題名、第1条、第2条関係)

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

(附則関係)

